

福祉サービス

1 障がい者(児)福祉制度

(1)障害者総合支援法の福祉サービス

障害者手帳の有無にかかわらず、難病の方でも心身の状態に応じて、障がい福祉サービスを受けることができます。

○対象となる方

国が定める指定難病の341疾病のほか、障害者総合支援法独自の対象29疾病に該当する方。※介護保険制度の対象になる方は、介護保険サービスが優先となります。

障害者総合支援法独自の対象疾病

	病名		病名		病名
え	円錐角膜	す	スモン	へ	ヘパリン起因性血小板減少症
か	加齢黄斑変性	せ	先天性風疹症候群		ヘモクロマトーシス
き	急性壊死性脳症	た	ダウン症候群		ペルーシド角膜辺縁変性症
	急性網膜壊死		多発性軟骨性外骨腫病	ま	慢性膀胱炎
け	原発性局所多汗症		短腸症候群	や	薬剤性過敏症候群
	顕微鏡的大腸炎	と	突発性難聴	ゆ	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
こ	骨髄異形成症候群	は	汎発性特発性骨髄増殖症	ら	ランゲルハンス細胞組織球症
	骨髄線維症	ひ	びまん性汎細気管支炎	り	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
さ	サイトメガロウイルス角膜内膜炎		肥満低換気症候群	れ	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
し	四肢形成不全	ふ	フォンタン術後症候群		

○サービスの内容

障がい福祉サービス(18歳以上の方)

【介護給付】

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上に必要な介護を行います。

居宅介護(ホームヘルプ) 生活介護
短期入所(ショートステイ) 行動援護
療養介護 同行援護
施設入所支援 重度訪問介護
重度障害者等包括支援

【訓練給付】

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)
宿泊型自立訓練 就労移行支援
就労継続支援 就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助(グループホーム)

【相談支援】

基本相談支援
地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
計画相談支援

補装具

・車椅子 ・重度障害者用意思伝達装置 など

地域生活

・相談支援 ・日常生活用具 ・地域活動支援センター など

(2)児童福祉法の福祉サービス(障がい児通所支援)(18歳未満の方)

・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 など

○サービスの利用方法

サービスを利用するためには、事前に申請などが必要になります。

保健所(保健予防課)へお問い合わせください。

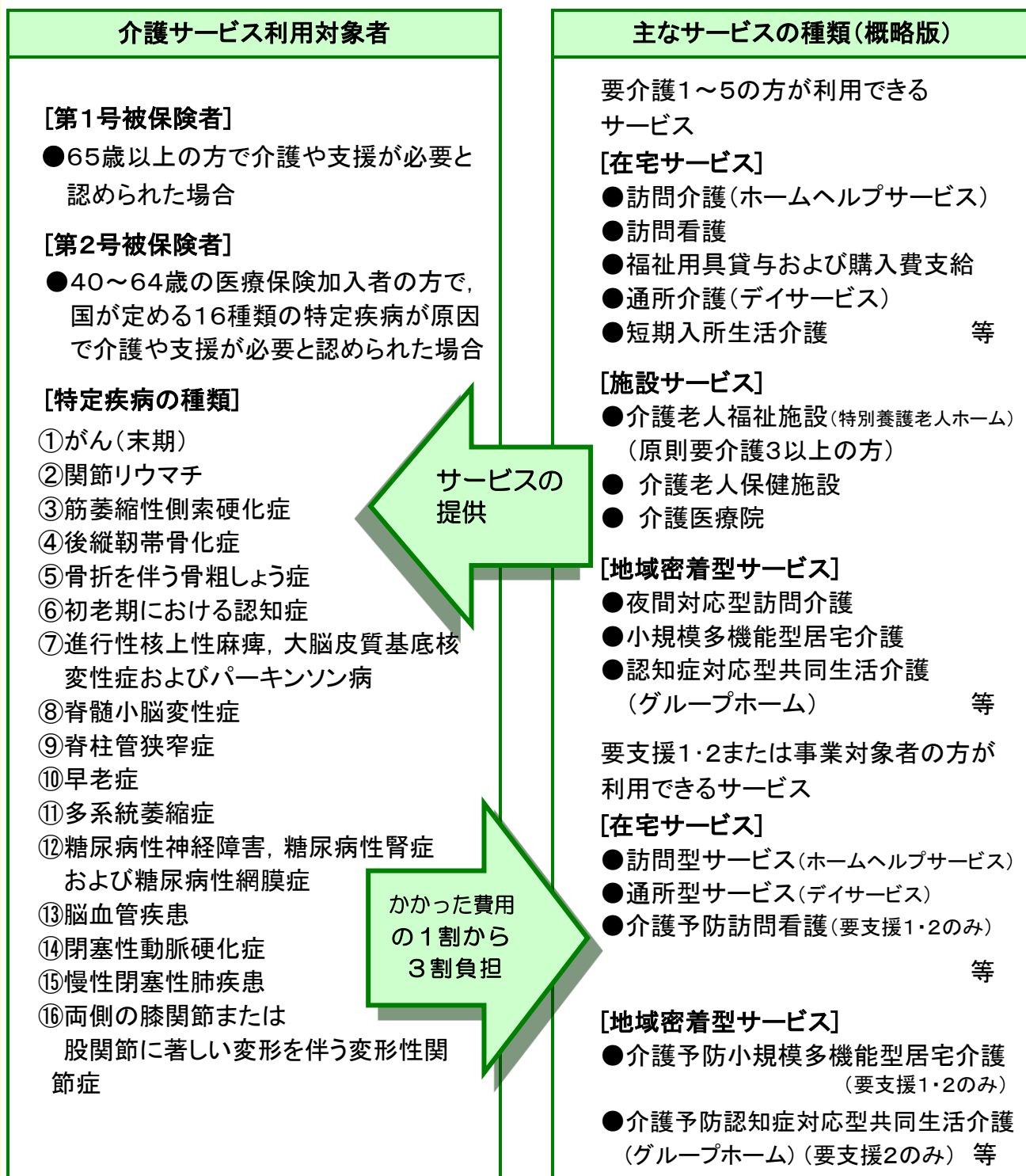
※詳しい制度の説明などは函館市のホームページをご覧ください。

検索画面で「函館市 障がい福祉サービス」で検索するか、右の二次元コードをご覧ください。



2 介護保険サービス

40歳以上の方が加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときに費用の一部(1割から3割)を支払って、介護サービスを利用することができます。



※詳しい制度の説明などは函館市のホームページをご覧ください。
検索画面で「函館市 介護保険サービス」で検索するか、
右の二次元コードをご覧ください。

